

広島県告示第五百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県三原市大畑町、同市西宮一丁目及び同市西宮二丁目地内	<p>区域の名称</p> <p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <p>区域の表示</p>	<p>区域の名称</p> <p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <p>区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項</p>
	<p>西宮二丁目（二七九八）</p> <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>次の図のとおり</p>	<p>西宮二丁目（二七九八）</p> <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>次の図のとおり</p>
小浦川支川（三隣a）	<p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>	<p>小浦川支川（三隣a）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>
	<p>小浦川支川（三隣b）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>	<p>小浦川支川（三隣a）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>
小浦川支川（三隣c）	<p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>	<p>小浦川支川（三隣b）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>
	<p>小浦川支川（四隣）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>	<p>小浦川支川（四隣）</p> <p>土石流</p> <p>次の図のとおり</p>

小浦川（五） 隣 a)	土石流	次の図のとおり	小浦川（五） 隣 a)	土石流	次の図のとおり
小浦川（五） 隣 b)	土石流	次の図のとおり	小浦川（五） 隣 b)	土石流	次の図のとおり
小浦川支川（七八〇四） 隣	土石流	次の図のとおり	/		
小浦川支川（七八〇五）	土石流	次の図のとおり			
小浦川支川（七八〇五） 隣 a)	土石流	次の図のとおり	小浦川支川（七八〇五） 隣 a)	土石流	次の図のとおり
小浦川支川（七八〇五） 隣 b)	土石流	次の図のとおり	小浦川支川（七八〇五） 隣 b)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。